消 食 基 第 ３８５号
令 和 ８ 年 ９ 月 10 日

各 (都道府県知事 / 保健所設置市長 / 特 別 区 長) 殿

消 費 者 庁 次 長
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示について

本日、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和８年内閣府告示第114 号。以下「改正告示」という。）が告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

記

第１ 改正の概要

１ 以下の品目について、食品中の残留基準値を設定又は改正したこと（別紙参照）。

農薬キノクラミン、農薬スピロジクロフェン、農薬スピロピジオン及び農薬プロパモカルブ

２ 以下の品目について、食品中の残留基準値を削除したこと（別紙参照）。

農薬クロルピリホス

第２ 施行期日及び経過措置

１ 施行期日及び改正後の残留基準値の適用について

改正告示は、告示の日（令和８年９月 10 日）から施行し、改正後の残留基準値は同日から適用すること。

ただし、下表に掲げる食品の残留基準値に係る改正規定は、告示の日から起算して１年を経過した日（令和９年９月 10 日）から施行し、これらの残留基準値については同日から適用すること。

＜告示の日から起算して１年を経過した日から残留基準値を適用する食品＞

農薬	食品
キノクラミン	米（玄米をいう。）及びその他の野菜
クロルピリホス	小麦、とうもろこし、その他の穀類、大豆、小豆類、ばれいしょ、かんしょ、てんさい、さとうきび、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、カリフラワー、ブロッコリー、たまねぎ、にんじん、その他のせり科野菜、ピーマン、その他のなす科野菜、しょうが、その他の野菜、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも（果皮及び種子を含む。）、ネクタリン、すもも（プルーンを含む。）、いちご、ブルーベリー、クランベリー、ぶどう、バナナ、その他の果実、ごまの種子、綿実、その他のオイルシード、ペカン、アーモンド、くるみ、茶、コーヒー豆、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、魚介類、ミネラルウォーター類及びとうもろこし油
スピロジクロフェン	なす、きゅうり（ガーキンを含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、かき、その他の果実、くり、ペカン、アーモンド、くるみ及びその他のナッツ類
プロパモカルブ	米（玄米をいう。）、てんさい、はくさい、チンゲンサイ、その他のあぶらな科野菜、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）、セロリ、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、まくわうり（果皮を含む。）、ほうれんそう、たけのこ、しょうが、その他の野菜及びいちご

２　経過措置について

表中のクロルピリホスの項に対応する食品の欄に掲げる食品の残留基準値については、施行日前に製造され、輸入され、又は加工された食品を製造し、加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売する場合に限り、なお従前の例によることができること。

第３　運用上の注意

１　残留基準値関係

⑴　別紙のうち残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01 ppm）を適用すること。

⑵　今回残留基準値を設定する「キノクラミン」の規制対象は、キノクラミンとすること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑶　今回残留基準値を設定する「スピロジクロフェン」の規制対象は、農産物及びはちみつにあっては、スピロジクロフェンとし、畜産物にあっては、スピロジクロフェン及び代謝物M1【3-(2,4-ジクロロフェニル)-4-ヒドロキシ-1-オキサスピロ[4.5]デカ-3-エン-2-オン】とする。ただし、代謝物M1は、スピロジクロフェンの濃度に換算すること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑷　今回残留基準値を設定する「スピロピジオン」の規制対象は、農産物及びはちみつにあっては、スピロピジオン及び代謝物B【3-(4-クロロ-2,6-ジメチル-フェニル)-4-ヒドロキシ-8-メトキシ-1-メチル-1,8-ジアザスピロ[4.5]デカ-3-エン-2-オン】とし、畜産物にあっては、代謝物Bとする。ただし、代謝物Bはスピロピジオンの濃度に換算すること。

なお、今回新たに規格基準告示に残留基準値を設定するものであること。

⑸　今回残留基準値を設定する「プロパモカルブ」の規制対象は、プロパモカルブとすること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

2　その他

「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「びわ」、「もも」及び「キウィー」に設定されている残留基準値について現行の残留基準値を削除する場合並びに残留基準値を設定又は改正する農薬であって、「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「びわ」、「もも」及び「キウィー」に残留基準値を設定しない場合にあっては、別に規定する場合を除き、「すいか（果皮を含む。）」、「メロン類果実（果皮を含む。）」、「まくわうり（果皮を含む。）」、「みかん（外果皮を含む。）」、「びわ（果梗（こう）を除き、果皮及び種子を含む。）」、「もも（果皮及び種子を含む。）」及び「キウィー（果皮を含む。）」としてそれぞれ一律基準（0.01 ppm）を適用すること。

別紙

農薬キノクラミン（除草剤）

食品名	残留基準値※（改正後）ppm	残留基準値（改正前）ppm
米（玄米をいう。）	● 0.01	0.02
その他のせり科野菜	0.02	0.02
その他の野菜	● 0.01	0.02
魚介類	0.02	0.02

＊　残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

＊　農林水産省から、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬の再評価に係る連絡がなされたことから、残留基準値を改正するものである。

農薬クロルピリホス（殺虫剤）

食品名	残留基準値※（改正後）ppm	残留基準値（改正前）ppm
小麦	●	0.5
とうもろこし	●	0.05
その他の穀類	●	0.5
大豆	●	0.1
小豆類	●	0.3
ばれいしょ	●	0.02
かんしょ	●	0.1
てんさい	●	0.05
さとうきび	●	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	●	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	●	0.05
カリフラワー	●	0.05
ブロッコリー	●	2
たまねぎ	●	0.2
にんじん	●	0.1
その他のせり科野菜	●	1
ピーマン	●	2
その他のなす科野菜	●	2
しょうが	●	1
その他の野菜	●	1
みかん（外果皮を含む。）	●	1
なつみかんの果実全体	●	1
レモン	●	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	●	1
グレープフルーツ	●	1
ライム	●	1
その他のかんきつ類果実	●	1
りんご	●	0.5
日本なし	●	0.3
西洋なし	●	0.3
マルメロ	●	1
びわ（果梗（こう）を除き、果皮及び種子を含む。）	●	1
もも（果皮及び種子を含む。）	●	1
ネクタリン	●	1
すもも（プルーンを含む。）	●	0.5
いちご	●	0.3
ブルーベリー	●	1

農薬クロルピリホス（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※（改正後）ppm	残留基準値（改正前）ppm
クランベリー	●	1
ぶどう	●	0.5
バナナ	●	2
その他の果実	●	1
ごまの種子	●	0.05
綿実	●	0.3
その他のオイルシード	●	5
ペカン	●	0.05
アーモンド	●	0.05
くるみ	●	0.05
茶	●	10
コーヒー豆	●	0.05
その他のスパイス	●	5
その他のハーブ	●	1
牛の筋肉	●	0.05
豚の筋肉	○	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	●	0.05
牛の脂肪	●	0.05
豚の脂肪	○	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	●	0.05
牛の肝臓	○	0.01
豚の肝臓	○	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○	0.01
牛の腎臓	○	0.01
豚の腎臓	○	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○	0.01
牛の食用部分	○	0.01
豚の食用部分	○	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○	0.01
乳	○	0.01
鶏の筋肉	○	0.01
その他の家きんの筋肉	○	0.01
鶏の脂肪	○	0.01
その他の家きんの脂肪	○	0.01
鶏の肝臓	○	0.01
その他の家きんの肝臓	○	0.01

農薬クロルピリホス（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※（改正後）ppm	残留基準値（改正前）ppm
鶏の腎臓	○	0.01
その他の家きんの腎臓	○	0.01
鶏の食用部分	○	0.01
その他の家きんの食用部分	○	0.01
鶏の卵	○	0.01
その他の家きんの卵	○	0.01
魚介類	●	0.3
ミネラルウォーター類	●	0.03
とうもろこし油	●	0.2

＊　残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

農薬スピロジクロフェン（殺虫剤）

食品名	残留基準値※（改正後）ppm		残留基準値（改正前）ppm
トマト		0.5	0.5
ピーマン		0.2	0.2
なす	●		2
その他のなす科野菜		5	5
きゅうり（ガーキンを含む。）	●	0.07	0.1
みかん	●		0.05
みかん（外果皮を含む。）	●	0.5	
なつみかんの果実全体	●	1	2
レモン	●	1	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	●	0.5	2
グレープフルーツ	●	1	2
ライム	●	1	2
その他のかんきつ類果実	●	1	2
りんご	●	1	2
日本なし	○	1	0.8
西洋なし	○	1	0.8
マルメロ	○	1	0.8
びわ	●		0.5
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	●	0.8	
もも（果皮及び種子を含む。）	○	2	
ネクタリン		2	2
あんず（アプリコットを含む。）		2	2
すもも（プルーンを含む。）		2	2
うめ		2	2
おうとう（チェリーを含む。）		3	3
いちご		2	2
ブルーベリー	○	4	
ハックルベリー	○	4	
その他のベリー類果実		1	1
ぶどう		2	2
かき	●	0.8	1
パパイヤ		1	1
アボカド		1	1
マンゴー		1	1
その他の果実	●	2	5
ぎんなん		0.05	0.05
くり	●	0.08	0.1

農薬スピロジクロフェン（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※（改正後）ppm	残留基準値（改正前）ppm
ペカン	● 0.08	0.1
アーモンド	● 0.08	0.1
くるみ	● 0.08	0.1
その他のナッツ類	● 0.08	0.1
茶	20	20
コーヒー豆	0.03	0.03
ホップ	40	40
その他のスパイス	5	5
牛の筋肉	0.02	0.02
豚の筋肉	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02
牛の脂肪	0.02	0.02
豚の脂肪	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.02
牛の肝臓	0.1	0.1
豚の肝臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1
牛の腎臓	0.1	0.1
豚の腎臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1
牛の食用部分	0.1	0.1
豚の食用部分	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1
乳	0.01	0.01
はちみつ	○ 0.05	

＊　残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

＊　「みかん」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「みかん（外果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

＊　「びわ」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。

農薬スピロピジオン（殺虫剤）

食品名	残留基準値※（改正後）ppm		残留基準値（改正前）ppm
大豆	○	3	
ばれいしょ	○	2	
てんさい	○	0.2	
トマト	○	2	
ピーマン	○	5	
なす	○	4	
その他のなす科野菜	○	1	
きゅうり（ガーキンを含む。）	○	1	
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	○	1	
しろうり	○	0.9	
すいか（果皮を含む。）	○	1	
メロン類果実（果皮を含む。）	○	1	
まくわうり（果皮を含む。）	○	1	
その他のうり科野菜	○	1	
オクラ	○	1	
みかん（外果皮を含む。）	○	3	
なつみかんの果実全体	○	3	
レモン	○	3	
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○	3	
グレープフルーツ	○	3	
ライム	○	3	
その他のかんきつ類果実	○	3	
茶	○	20	
その他のスパイス	○	15	
その他のハーブ	○	1	
牛の筋肉	○	0.01	
豚の筋肉	○	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○	0.01	
牛の脂肪	○	0.02	
豚の脂肪	○	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○	0.02	
牛の肝臓	○	0.2	
豚の肝臓	○	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○	0.2	
牛の腎臓	○	0.2	
豚の腎臓	○	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○	0.2	

農薬スピロピジオン（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※（改正後）ppm	残留基準値（改正前）ppm
牛の食用部分	○ 0.2	
豚の食用部分	○ 0.2	
その他の陸棲（せい）哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.2	
乳	○ 0.01	
鶏の筋肉	○ 0.01	
その他の家きんの筋肉	○ 0.01	
鶏の脂肪	○ 0.01	
その他の家きんの脂肪	○ 0.01	
鶏の肝臓	○ 0.01	
その他の家きんの肝臓	○ 0.01	
鶏の腎臓	○ 0.01	
その他の家きんの腎臓	○ 0.01	
鶏の食用部分	○ 0.01	
その他の家きんの食用部分	○ 0.01	
鶏の卵	○ 0.01	
その他の家きんの卵	○ 0.01	
はちみつ	○ 0.05	

＊　残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

農薬プロパモカルブ（殺菌剤）

食品名	残留基準値※（改正後） ppm		残留基準値（改正前） ppm
米（玄米をいう。）	●		0.1
ばれいしょ		0.3	0.3
てんさい	●		0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根		1	1
はくさい	●		10
キャベツ	○	1	0.1
芽キャベツ	○	2	1
ケール	○	20	
チンゲンサイ	●		0.5
カリフラワー	○	2	0.2
ブロッコリー	○	3	0.5
その他のあぶらな科野菜	●		0.5
チコリ		2	2
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	●		10
たまねぎ	○	2	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	○	30	3
セロリ	●		0.2
トマト		2	2
ピーマン		3	3
なす		0.3	0.3
その他のなす科野菜	○	3	2
きゅうり（ガーキンを含む。）		5	5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）		5	5
しろうり		5	5
すいか	●		0.5
すいか（果皮を含む。）	●	5	
メロン類果実	●		0.5
メロン類果実（果皮を含む。）	●	5	
まくわうり	●		0.5
まくわうり（果皮を含む。）	●	5	
その他のうり科野菜		5	5
ほうれんそう	●		40
たけのこ	●		0.2
しょうが	●		10
その他の野菜	●		0.2
いちご	●		0.1
牛の筋肉	○	0.03	0.01
豚の筋肉	○	0.03	0.01

農薬プロパモカルブ（殺菌剤）（続き）

食品名	残留基準値※（改正後）ppm		残留基準値（改正前）ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○	0.03	0.01
牛の脂肪	○	0.03	0.01
豚の脂肪	○	0.03	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○	0.03	0.01
牛の肝臓	○	2	0.01
豚の肝臓	○	2	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○	2	0.01
牛の腎臓	○	2	0.01
豚の腎臓	○	2	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○	2	0.01
牛の食用部分	○	2	0.01
豚の食用部分	○	2	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○	2	0.01
乳		0.01	0.01
鶏の筋肉		0.01	0.01
その他の家きんの筋肉		0.01	0.01
鶏の脂肪		0.01	0.01
その他の家きんの脂肪		0.01	0.01
鶏の肝臓		0.01	0.01
その他の家きんの肝臓		0.01	0.01
鶏の腎臓		0.01	0.01
その他の家きんの腎臓		0.01	0.01
鶏の食用部分		0.01	0.01
その他の家きんの食用部分		0.01	0.01
鶏の卵		0.01	0.01
その他の家きんの卵		0.01	0.01
はちみつ	○	0.05	

＊　残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

＊　農林水産省から、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬の再評価に係る連絡がなされたことから、残留基準値を改正するものである。

＊　「すいか」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「すいか（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

＊　「メロン類果実」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「メロン類果実（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

＊　「まくわうり」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「まくわうり（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

※ ○：基準値を引き上げる品目等（施行期日：告示の日）
●：基準値を引き下げる品目等（施行期日：告示の日から起算して1年を経過した日）

参考

・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。

・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。

・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

・「その他の陸棲（せい）哺乳類に属する動物」とは、陸棲（せい）哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

・「さけ目魚類」には、さけ目魚類のほか、にしん目魚類及びきゅうりうお目魚類を含む。

・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目魚類（にしん目魚類及びきゅうりうお目魚類を含む。）、うなぎ目魚類及びすずき目魚類以外のものをいう。

・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。